介護支援専門員研修事業　事業概要

事業名		介護支援専門員実務研修事業	介護支援専門員現任研修事業	介護支援専門員更新研修事業	介護支援専門員再研修事業	主任介護支援専門員研修事業	主任介護支援専門員更新研修事業
事業概要		介護支援専門員実務研修受講試験の合格者に対し、介護支援専門員として必要な知識・技能を修得するための研修を実施する。	介護支援専門員証の交付を受け、現に実務に従事している者を対象に、必要な知識・技能を身に付けるための研修を実施し、質の向上を図る。 ①専門研修課程Ⅰ（56時間） 就業後6か月以上の者が対象 ②専門研修課程Ⅱ（32時間） 就業後3年以上の者が対象	介護支援専門員資格登録簿に登録された介護支援専門員に対し、有効期間を5年とした介護支援専門員証を交付することとなる。その介護支援専門員証の更新を受けようとする者に対し研修を実施する。	介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識、技能の再修得を図る。	地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において介護支援専門員の支援を行う人材として主任介護支援専門員を養成する。	主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図る。
事業根拠	国	・介護保険法第69条の2 ・介護保険法施行規則第113条の4	・介護保険法第69条の8第2項 ・介護保険法施行規則第113条の19	・介護保険法第69条の8第2項 ・介護保険法施行規則第113条の18	・介護保険法第69条の7第2項 ・介護保険法施行規則第113条の16	・介護保険法施行令第37条の15 ・介護保険法施行規則第140条の68	・介護保険法施行令第37条の15 ・介護保険法施行規則第140条の68
		・介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成27年2月12日付老発第0212第1号） ・同別紙「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」、別添1「介護支援専門員実務研修事業実施要綱」	・介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成27年2月12日付老発第0212第1号） ・同別紙「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」、別添2「介護支援専門員専門研修事業実施要綱」	・介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成27年2月12日付老発第0212第1号） ・同別紙「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」、別添4「介護支援専門員更新研修事業実施要綱」	・介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成27年2月12日付老発第0212第1号） ・同別紙「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」、別添3「介護支援専門員再研修事業実施要綱」	・介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成27年2月12日付老発第0212第1号） ・同別紙「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」、別添5「主任介護支援専門員研修事業実施要綱」	・介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成27年2月12日付老発第0212第1号） ・同別紙「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」、別添6「主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱」
	都	東京都介護支援専門員実務研修事業実施要綱（平成10年8月5日付福地人第379号）	東京都介護支援専門員現任研修事業実施要綱（平成12年9月19日付12福地人第770号）	東京都介護支援専門員更新研修事業実施要綱（平成18年9月20日付18福保高介第463号）	東京都介護支援専門員再研修事業実施要綱（平成20年2月20日付19福保高介第1390号）	東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱（平成18年8月22日付18福保高介第373号）	東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱（平成28年4月1日付27福保高介第1437号）
実施方法		公益財団法人東京都福祉保健財団を指定法人とし、補助事業として実施	①公益財団法人東京都福祉保健財団、②公益財団法人総合健康推進財団を指定法人とし、補助事業として実施	公益財団法人東京都福祉保健財団を指定法人とし、補助事業として実施	公益財団法人東京都福祉保健財団を指定法人とし、補助事業として実施 ただし、受講料徴収事業については、公益財団法人東京都福祉保健財団に委託して事業を実施	NPO法人東京都介護支援専門員研究協議会に委託して事業を実施	NPO法人東京都介護支援専門員研究協議会に委託して事業を実施
要求区分		2次要求	2次要求	2次要求	2次要求	2次要求	2次要求